市職員の人事・給与等を公表します

市では、地方公務員法の改正により、平成17年３月に「所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、施行しました。

この条例は、人事行政の運営等の状況を、市民の皆さんにお知らせすることによって、その公平性と透明性を高めることを目的としています。

条例に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件等の状況を公表します。

市職員の給与は、毎年、国、他の地方公共団体の給与や民間企業の給与との均衡を考慮し、人事院および県人事委員会の給与勧告を参考に、市長が給与条例等の改正を市議会に提案し、その議決を経て定めています。

さらに、今年度は、市職員の退職時の特別昇給や２㎞未満の通勤手当の廃止等、給与制度の見直しを行うとともに、時間外勤務等の適正化を図ることで、時間外勤務手当等の削減に努めています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員に対する子育て支援に取り組んでいます。今後も人事・給与等の適正な運営に努めていきます。

◎この内容については、市ホームページでもご覧になれますのでご利用ください。

●ホームページアドレスhttp://www. city. tokorozawa. saitama. jp

※問い合わせ　職員課（☎2998-9048・FAX2998-9042）

Ⅰ　職員の任免および職員数に関する状況

■職員の採用・退職・再任用の状況

区分		事務	技術	医療職	保育士	消防	指導主事	現業職	合計
採用		14人	3人		7人		4人		28人
退職	定年	8人	4人	1人	1人			11人	25人
	勧奨	7人			2人			3人	12人
	普通	2人			3人	1人	5人		11人
	合計	17人	4人	1人	6人	1人	5人	14人	48人
再任用	採用	2人	2人					5人	9人
	任期更新	1人	1人					10人	12人
	合計	3人	3人	0人	0人	0人	0人	15人	21人

※採用・再任用は平成17年４月１日付け、退職は平成16年度。

■職位別任用状況（管理職以上）　（平成17年４月１日現在）

区分	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	合計
職員数	20（0）人	42（1）人	167（10）人	289（64）人	518（75）人
昇任者数	2（0）人	9（0）人	20（3）人	49（12）人	80（15）人

※（　）内は女性数で、内数。

■年齢別職員構成の状況　（平成17年４月１日現在）

区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
職員数	6人	328人	696人	823人	825人	42人	2,720人

■部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度４月１日現在）

区分／部門	職員数 平成16年度	職員数 平成17年度	前年比較	主な増減理由
一般行政	1,621人	1,615人	△６人	事務の見直し・ごみ収集運搬業務委託化の拡大
教育	387人	383人	△４人	学校給食調理業務委託化の拡大
消防	333人	333人	０人	
病院	84人	82人	△２人	事務の見直し
水道	127人	121人	△６人	事務の見直し
下水道	113人	110人	△３人	事務の見直し
その他	55人	55人	０人	
合計	2,720人	2,699人	△21人	

※一般行政：議会・総務・税務・民生・衛生・労働・農林水産・商工・土木。その他：国民健康保険・介護保険。職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保障する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員（一般行政９人、教育６人、水道２人、下水道４人）、臨時または非常勤職員数を除く。

Ⅱ　職員の給与の状況

■平成16年度人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口（年度末）	歳出額Ａ	実質収支	人件費Ｂ	人件費率（Ｂ／Ａ）
333,009人（平成17年３月31日）	78,081,649千円	3,268,596千円	22,009,889千円	28.2%

※実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。人件費：特別職（市長、助役、収入役、議員等）に支給される給料、報酬を含む。

■平成17年度一般職職員の給与費の状況（一般会計予算）

職員数Ａ	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 合計Ｂ	１人当たり給与費（Ｂ／Ａ）
2,370人	10,181,313千円	4,535,466千円	3,066,140千円	17,782,919千円	7,503千円

※職員手当には退職手当を含まない。

■一般行政職の級別職員の状況　（平成17年４月１日現在）

区分／標準職務内容	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	計
	主事	主事	主任	係長上席の主任	課長補佐上席の係長	課長	次長	部長	
職員数	17人	66人	182人	403人	363人	120人	35人	15人	1,201人
構成比	1.4%	5.5%	15.2%	33.6%	30.2%	10.0%	2.9%	1.2%	100.0%
平均給料月額	175,200円	198,900円	259,700円	360,300円	434,400円	462,600円	505,100円	541,600円	372,700円

※所沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による。

■職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成17年４月１日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳５月	372,700円	485,100円
現業職	46歳11月	362,500円	449,600円

※一般行政職：現業職、消防職、教諭職、企業職、医療職、保育士のいずれにも該当しない職員。

■職員の初任給の状況　（平成17年４月１日現在）

区分		所沢市 初任給	所沢市 ２年後の給料	国 初任給	国 ２年後の給料
一般行政職	大学卒	177,500円	191,900円	170,700円	184,400円
	高校卒	149,300円	160,700円	138,800円	148,500円

■その他給与の状況（公営企業職員を除く）

区分	内容（平成17年４月１日現在）	平成16年度決算 支給実績	平成16年度決算 支給職員１人当たり平均支給年額
ラスパイレス指数	平成16年度：99.9（国家公務員の給与水準を100とした場合の指数）	――	――
期末手当 勤勉手当	期末手当：3.0月分 勤勉手当：1.4月分　※職務の級などによる加算措置あり	4,840,282千円	1,939千円
調整手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の10%	1,161,419千円	448千円
特殊勤務手当	著しく危険、不快など特殊な業務に従事する職員に支給される手当（消防手当など15種類）	119,349千円	89千円
時間外勤務手当	勤務日：時間単価×1.25 週休日：時間単価×1.35　など	529,391千円	251千円
扶養手当	配偶者：13,500円 ２人目まで：6,300円（配偶者が扶養親族でない場合の１人目：6,800円） その他の扶養親族：5,300円 満16～22歳の年度末までの子については5,000円加算	356,789千円	255千円
住居手当	借家等：家賃に応じた額（最高33,900円） 持ち家：8,900円（新築・購入後７年間は10,400円）	359,085千円	139千円
通勤手当	電車等利用者：運賃相当額 車等利用者：距離に応じた定額	173,219千円	69千円

■退職手当の支給率　（平成17年４月１日現在）

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00月	27.30月
勤続25年	33.75月	42.12月
勤続35年	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
１人当たり平均支給額	1,164千円	25,564千円

※所沢市は埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づく。１人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかわる職員に支給された平均額。

■特別職の報酬等の状況　（平成17年４月１日現在）

区分	給料・報酬（月額）	期末手当（支給割合）	退職手当（算定方法）
市長	給料 1,080,000円	4.40月	給料月額×在職月数×43.75／100
助役	給料 920,000円		給料月額×在職月数×26.25／100
収入役	給料 820,000円		給料月額×在職月数×25.00／100
水道事業管理者	給料 820,000円		給料月額×在職月数×25.00／100
常勤の監査委員	給料 610,000円		給料月額×在職月数×21.25／100
議長	報酬 660,000円	4.30月	※特別職の給料額・報酬額は平成８年４月１日の改定以降、据え置き。
副議長	報酬 580,000円		
議員	報酬 560,000円		

Ⅲ　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■勤務時間の概要

勤務日	勤務時間	休憩時間	休息時間
月～金曜日	午前８時30分～午後５時	正午～午後０時45分	午後０時45分～１時

※勤務の特殊性により、異なる勤務時間が適用となる場合もあり。

■育児休業等の取得状況（平成16年度中に休業した職員数）

区分	取得者数	制度の概要	給与
育児休業	77（2）人	３歳に満たない子を養育するために休業する制度	無給
うち新規	42（2）人		
部分休業	16（0）人	３歳に満たない子を養育するために１日の勤務時間の一部を休業する制度	減額
うち新規	7（0）人		

※（　）内は男性数で、内数。

■時間外勤務の状況
１人当たり月平均時間外勤務時間

平成15年度	平成16年度
9.0時間	8.8時間

■年次休暇の取得状況
１人当たり平均取得日数

平成15年度	平成16年度
12.0日	12.1日

■休暇制度の概要・種類

区分		概要
年次休暇		労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給休暇
病気休暇		勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた有給休暇
主な特別休暇	産前産後	出産予定日６週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から産後８週間を経過する日までの期間に付与される有給休暇
	子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合に１年につき５日の範囲内で付与される有給休暇
	忌引	死亡した親族の続柄および生計関係に応じ１～10日が付与される有給休暇
	結婚	結婚に際して７日の範囲内で付与される有給休暇
介護休暇		配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給休暇
組合休暇		労働組合の業務または活動に従事するために認められる無給休暇

Ⅳ　職員の分限および懲戒処分の状況

■分限処分の状況（平成16年度）

種類／事由	勤務実績がよくない場合	心身の故障
免職	１人	
休職		４人

※分限処分：職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障の場合に、免職、降任、休職または降給の処分を行うこと。

■懲戒処分の状況　（平成16年度）

種類／事由	一般服務関係	公金官物取り扱い関係	公務外非行関係
免職		１人	
停職			１人
戒告	１人		

※懲戒処分：法令等の違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった職員に、免職、停職、減給または戒告の処分を行うこと。

Ⅴ　職員の服務の状況

(1)　職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）等、服務上の強い制約を課しています。

(2)　職務専念義務免除の状況

「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

Ⅵ　職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)　研修の概要（平成16年度）

平成16年度の職員研修につきましては、市長部局、消防本部、水道部の各任命権者が以下のとおり実施しました。

市長部局は、行政委員会等の事務局職員、消防、水道部なども含めたすべての市職員を対象に職員研修を実施し、延べ1,307人が修了しました。消防本部は、新規採用職員研修や救急・火災などの業務にかかる専門研修を実施し、延べ1,207人が修了しました。水道部は、新規採用者や異動による新任者を対象とした業務研修を実施し、延べ12人が修了しました。

(2)　職員の勤務成績の評定

勤務評定は全職員に対し、毎年５月と11月の２回、５段階評価により定期的に行われ、結果に応じて、勤勉手当の支給、昇任等の人事異動が行われています。

Ⅶ　職員の福祉および利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（地方公務員法第42条）。

(1)　福利厚生制度の概要

所沢市職員の共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付け等の「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。

また、「所沢市職員福利厚生委員会」を組織し、職員のレクリエーション事業等を実施しています。

(2)　福利厚生制度にかかわる市の負担状況

区分	共済組合負担金	福利厚生委員会等	合計
平成17年度予算	3,071,668千円	54,750千円	3,126,418千円
平成16年度実績	2,925,751千円	70,879千円	2,996,630千円

(3)　公務災害の発生状況

区分	平成15年度	平成16年度	増減
公務災害	27件	24件	△３件
通勤災害	７件	５件	△２件
合計	34件	29件	△５件

Ⅷ　勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

(1)　勤務条件に関する措置要求…平成16年度はありませんでした。

(2)　不利益処分に関する不服申立て…平成16年度は１件あり、17年度に継続となっています。

市役所の人事異動（平成18年1月1日付け）

市では、1月1日付けで人事異動を行いましたので、部長・次長級の異動をお知らせします（かっこ内は前職名）。

■市長部局

【部長級】

▼保健福祉部長兼福祉事務所長・小野民夫（総合政策部次長）▼市民医療センター事務部長・溝井敏男（教育委員会教育総務部次長）▼監査事務局長・静谷精二（まちづくり計画部次長）▼助役付理事・市川義雄（監査事務局長）▼総合政策部長兼総合政策部次長事務取扱・西久保正一（総合政策部長）▼保健福祉部理事・小桧山正幸（保健福祉部長）▼環境クリーン部長・高麗　潔（総合政策部秘書担当理事）▼環境クリーン部理事・川原賢三郎（環境クリーン部長）▼市民医療センター事務部理事・小暮欽三（市民医療センター事務部長）

【次長級】

▼総合政策部秘書担当参事・木村一男（市民経済部次長）

■教育委員会

【部長級】

▼教育委員会教育総務部長兼教育委員会教育総務部次長事務取扱・大沢　賢（総合政策部次長）

◎市役所の人事異動の詳細は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧になれます。